

広報にっこうプレゼント企画（読者アンケート）実施要領

◆目的

広報にっこうに対する市民の意見・評価・要望等を把握し、市民の声を生かした広報紙づくりに取り組むとともに、市内事業者の製品等を紹介することで、市の産業を市民にPRすることを目的とします。

◆プレゼント企画の流れ

- ① 【日光市】毎年、広報にっこう3月号に翌年度発行分（※1）のプレゼント協賛募集を掲載します。
- ② 【事業者】プレゼント協賛申し込みフォーム（LoGo フォーム）からお申し込みください。
- ③ 【日光市】掲載を決定（※2）
- ④ 【事業者】掲載に必要な原稿と写真データを市に送付していただきます（※3）
- ⑤ 【日光市】アンケートフォーム・プレゼント内容・事業者情報を広報にっこうと市公式LINEに掲載します。
- ⑥ 【市民】読者がプレゼント応募フォーム（LoGo フォーム）から応募します（※4）。
- ⑦ 【日光市】市が当選者を決定してプレゼント引換券（※5）を発送します（※6）。
- ⑧ 【事業者】当選者が店頭等で引換券とプレゼントを交換します。

※1 掲載希望がなかった発行号の募集は随時行います。その際、同月号に希望が重複し掲載見送りとなった事業者へ優先的にお声かけいたします。

※2 プレゼント協賛希望の中から、市民福祉の増進・産業振興への寄与度、プレゼントの内容・価格等を総合的に判断して掲載を決定します。

※3 プレゼント企画の具体的な掲載位置や大きさ、表現は市が指定します。また、市は事業者に掲載案を送付し、校正していただく機会を設けます。

※4 応募の締め切りは掲載号発行日から概ね1か月後とします。（例：3月25日発行の4月号の場合、4月25日頃が締め切り）

※5 プレゼントがチケットまたはこれに類するもの場合は、市は事業者から納品されたプレゼント現物を発送することができるものとします。

※6 引換券の発送は、応募締切日から概ね2週間以内に行います。

◆対象事業者

1. 日光市内でプレゼントを交換できる事業所を有する事業者の皆さま

◆プレゼントの規格

1. プレゼントは商品、飲食物、体験、サービスなどとし、市内での提供が可能なものとします。
2. プレゼントは原則として、引換券発送の日から1年半程度の引換期間が設けられるもの、

または、広報にっこう掲載時に引換券発送の日から1週間以降後の引換日を明示できるものとしします。

◆その他留意事項

1. 市が、掲載が適切でないとき認めるときは、掲載事業者の掲載を取り消すものとしします。
2. 掲載事業者がプレゼントの提供が履行できなくなった場合、掲載事業者はすみやかに市に報告をし、対応について協議するものとしします。
3. プレゼントの内容により生じた損害等の責任は掲載事業者が負うものとしします。
4. 掲載事業者は、プレゼントの引換えを条件に、自社商品の購入や個人情報の提供等を強要してはなりません。

附 則

- 1 この要領は、令和7年2月25日から施行する。
- 1 この要領は、令和8年1月1日から改正施行する。